

砥部町低入札価格調査要領

平成26年3月10日

砥部町告示第12号

砥部町低入札価格調査要領（平成24年砥部町告示第4号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、本町が発注する建設工事において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）が当該申込価格により当該契約の内容に適合した履行が可能かどうか調査する場合（以下「低入札価格調査」という。）の基準及びその手続きについて定めるものとする。

（対象建設工事）

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が5,000万円以上のものとする。ただし、町長が特に認めた建設工事は、この限りでない。

（調査基準価格の設定）

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる額の合計金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格の10分の9の額を、予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格の10分の7の額を調査基準価格とする。

- (1) 砥部町が設計した直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 砥部町が設計した共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 砥部町が設計した現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 砥部町が設計した一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により、調査基準価格を算定し難いものにあつては、予定価格の10分の8.5の額を調査基準価格とする。

（入札参加者への周知）

第4条 対象工事の入札を執行するときは、以下の項目を入札者に対して適宜の方法により周知するものとする。ただし、第2号の規定は、前条第1項の規定による調査基準価格を算定できる場合に限るものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 工事価格の内訳を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)を提出する必要があること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果通知の方法
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 工事費内訳書は、工種及び次に掲げる事項を記載し、当該工事費内訳書が当該入札に係る建設工事であること及び当該建設工事の入札者が作成したものであることを表示したものでなければならない。

- (1) 直接工事費

- (2) 共通仮設費
- (3) 現場管理費
- (4) 一般管理費（契約補保証費を含む。）
- (5) 工事価格（第1号から前号までの合計金額）

（入札の執行）

第5条 入札執行者は、対象工事に係る入札の開札において、調査基準価格を下回り、かつ工事費内訳書に記載された工事費の内訳が別表1の「数値的判断基準」を満たす入札が行われたときは、低入札価格調査を実施するため落札の決定を保留し、後日、落札者を決定する旨を告げた上で入札を終了するものとする。

- 2 入札執行者は、前条の規定により入札を終了したときは、低入札価格調査対象者に対し開札日の翌2日（砥部町の休日は含まない。）までに工事費積算書の提出を求めるものとする。
- 3 低入札価格調査対象者が2人以上の場合は、当該低入札価格調査対象者のうち最低価格を入札した者から順次、低入札価格調査を行うものとする。

（低入札価格調査の実施）

第6条 低入札価格調査は、入札担当課長が必要な職員（以下「調査員」という。）を指名して行うものとする。

- 2 調査員は、提出された工事費積算書を調査し、別表2の「客観的判断基準」を満たしている場合は、低入札価格調査対象者から事情聴取を行う等の調査（以下「詳細調査」という。）を実施するものとする。
- 3 調査員は、詳細調査を実施する場合は、低入札価格調査対象者にその旨を通知するとともに、設計金額が1億円未満のものは当該通知日から5日以内、1億円以上のものは当該通知日から7日以内（これらの期間に砥部町の閉庁日がある場合は、その日を除く。）に、次に掲げる事項を説明した書類の提出を求めるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況及び工程表
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先、取引年数及び予定資材購入金額（見積書の写し等を添付すること。）
- (6) 手持ち機械の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去2年間に施工した公共工事名及び発注者名
- (9) 経営状況（最新の決算報告書、経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書）
- (10) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (11) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額（見積書の写し等を添付すること。）
- (12) その他必要な事項

4 調査員は、前項に掲げる事項について、別表3の「詳細調査の失格判断基準」に照らしあわせ、低入札価格調査対象者から事情聴取をし、関係機関への照会を行う等により詳細調査を行う。

5 第3項に掲げる書類は、提出期限経過後の差替え及び再提出は、認めない。ただし、調査員から追加書類の提出を求められた場合は、この限りでない。

（調査報告）

第7条 低入札価格調査が終了した場合は、速やかにその結果を砥部町入札、契約審査委員会に報告するものとする。

2 入札執行者は、前項の報告により、砥部町入札、契約審査委員会において、低入札価格調査対象者の申込価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合は、当該低入札価格調査対象者を落札者と決定し、当該低入札価格調査対象者にその旨を通知するものとする。

(失格)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 別表1及び別表2の基準を満たしていない場合
- (2) 別表3の基準に該当する場合
- (3) 砥部町が求める書類を提出期限までに提出しない場合又は低入札価格調査に対応できない場合
- (4) 砥部町入札、契約審査委員会において、低入札価格調査対象者の申込み価格では当該契約の内容に適合した履行がされないと認められた場合

2 入札執行者は、前項の規定により失格と判断した場合は、直ちにその旨を当該低入札価格調査対象者に通知するものとする。

(準用)

第9条 第5条第2項、第6条及び第7条の規定は、次順位の低入札価格調査対象者に対する低入札価格調査について準用する。この場合において、第5条第2項中「開札日の翌2日」とあるのは「通知日の翌2日」と読み替えるものとする。

(低入札価格調査を行わない旨の通知)

第10条 低入札価格調査を終了し落札決定をした場合において、落札決定を受けた者の次順位以後の低入札価格調査対象者に対する低入札価格調査を行わない旨の通知は、砥部町のホームページに掲載して行う入札結果の公表をもって充てるものとする。

(低入札落札者の入札価格の制限)

第11条 詳細調査を経て落札者となった者は、当該工事の履行が確認される日まで（調査基準価格を下回って落札したときから完成検査済書の写しを入札担当課に提出した日までをいう。）の間は、工事の種類にかかわらず、他の案件（共同企業体の構成員として参加する案件も含む。以下この条において同じ。）において調査基準価格を下回る価格で入札を行うこと及び低入札価格調査の対象者となることはできない。

2 前項に規定する者が、他の案件において調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合及び低入札価格調査の対象者となる場合は、その者の入札を無効とする。

3 最低価格応札者の応札額が調査基準価格を下回り、保留となっている複数の案件があり、それらの案件における低入札者の中に同一の入札参加者がある場合は、開札日時の早い案件から落札者を決定する。ただし、当該複数の案件の最低価格応札者が他の案件の低入札者となっていない場合は、この限りでない。

4 第1項に規定する者が共同企業体である場合における当該共同企業体の各構成員については、前3項の規定を準用する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項は、町長が定める。

2 落札者は、低入札価格調査が行われたことを理由に、工期延長の請求をすることができない。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年4月2日告示第83号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日告示第16号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第26号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第72号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、改正後の砥部町低入札価格調査要領第3条の規定は、施行日以降に契約を締結し、平成31年10月1日以降に目的物の引渡し等が行われる契約手続きに適用する。

別表1（第5条関係）

低入札価格調査を実施する場合の基準（数値的判断基準）

- 1 直接工事費が砥部町の設計した直接工事費の75%以上であること。
- 2 共通仮設費が砥部町の設計した共通仮設費の70%以上であること。
- 3 現場管理費が砥部町の設計した現場管理費の70%以上であること。
- 4 一般管理費が砥部町の設計した一般管理費の30%以上であること。
- 5 前各項により算定し難いものにあつては、入札価格が調査基準価格の80%以上であること。

別表2（第6条関係）

詳細調査を実施する場合の基準（客観的判断基準）

- 1 数量が設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- 2 材料製品の品質規格が設計仕様に合致していること。
- 3 労務単価が法定最低賃金を下回っていないこと。
- 4 建設廃棄物の処理方法及び処理費用が適正に計上されていること。

別表3（第6条関係）

詳細調査で失格とする場合の基準（詳細調査の失格判断基準）

- 1 砥部町が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合
- 2 算出根拠が明確でない場合
- 3 金額が一括計上されている場合
- 4 下請見積額を下回る積算額が計上されている場合
- 5 下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
- 6 資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合
- 7 総合評価方式における提案事項が計上されていない場合

8 下請け等外注経費が計上されていない場合